

静岡県告示第677号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和6年10月29日

静岡県知事 鈴木康友

1 名称

千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

千頭水窪鳥獣保護区のうち、国有林天竜森林管理署中716林班及び717林班の各林班、718林班い小班、719林班ほ小班、723林班、725林班へ小班及びイからハの各小班並びに静岡森林管理署中731林班から733林班まで、764林班から766林班までの各林班の区域と静岡森林管理署中千頭山を起点として、同所から尾根沿いに北西に進み、大井川源流部原生自然環境保全地域との境界線に至り、同所から同境界線に沿って東に進み百俣沢の山頂部から南西に延びる尾根との交点に至り、同所から777林班と780林班、777林班と779林班、778林班と779林班、778林班と768林班、769林班と768林班及び769林班と767林班の各林班界を南西及び北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の区域

3 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分 大規模生息地

(2) 指定目的 千頭水窪鳥獣保護区のうち、特に南アルプス、赤石山脈の南部に位置する大井川源流部の原生林地帯など、サシバ、クマタカ、イヌワシ等の猛禽類やカモシカ、シカ、ツキノワグマ等の大型哺乳類を含む多様な鳥獣の生息に適した区域について特別保護地区に指定して、原生林地帯などの鳥獣の生息環境を保全するとともに、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。